

問題を起こした事業者は広告掲載できない旨を
「広告掲載基準」に明記することを求める陳情

【願意】

- 1, 「船橋市広告掲載に関する要綱」、および「船橋市広告掲載基準」に、問題を起こした事業者は広告掲載できない旨を明記すること。
- 2, 上記広告主の審査を職員が適正に行えるように、チェック方法を「広告掲載マニュアル」（財産管理課が管理）に明記すること。
を求める。

※該当する事業者は、法令違反、犯罪、行政指導を受けたなど、様々な不祥事を起こした事業者を指すが、その内容は多岐にわたるため、ここでは総称して「問題を起こした事業者」と呼ぶことにする。

【理由】

昨年（令和2年）9月、私は市の公用車に、脱税を犯して東京国税局に告発された [] の広告がついているのを発見した。同社は約束を守らない工事をして、私の町内とトラブルになった会社でもある。

調べてみるとグループ会社の [] も、顧客2万6千人の個人情報を出させたとして新聞報道されていた。そしてそんな両社の広告が、公用車、本庁舎動画、駅前歩道橋デジタルサイネージ、ホームページバナーなど、複数の媒体についていたのである。

「市はなんでこんな会社の宣伝をしているのだろう」「もし何も知らない市民が仕事を頼んでトラブルに巻き込まれたら、市はいったいどう責任を取るのだろう」

大きな疑問と不安を抱いた。

■に限らず、広告主の審査をするのは、市民に対する市の責任である。

だから財産管理課とは何度も話し合いを行い、「広告主の審査をきちんとやってほしい」「問題を起こした企業の広告は掲載しないでほしい」と訴えた。消費生活センターの職員が「市が広告主の審査をしないと、センターに持ち込まれる相談が増えるから困る」と言ったことも伝えた。

しかし課長は何度お願いしても、問題を起こした事業者の審査を拒否し続けた。なぜだろう。私以外にも市民から苦情が出ていると言っていたのに。

市の広告事業の実態を知ろうと、広告代理店を使う 9 つの広告事業の情報公開請求をした。その結果見えてきたのは、市と広告代理店、問題を起こした企業との、癒着とも思える関係だった。

さらに、市および、広告事業を請け負っている長田広告、表示灯の 2 つの広告代理店は、広告主の審査記録を私に提出することができなかった。

つまり、広告基準で定められている広告主の審査を、市も代理店もやっていないという、ザル状態だったのだ。

こんなことでは市民生活の安全は守れない。危機感を感じた私は、陳情書を出して議会に助けを求め、健全な事業に変えようと試みた。しかし 2 回出した陳情書は、2 回とも不採択になった。

その結果、問題を起こした事業者の広告は未だに複数の媒体に掲載され続けている。

★ ★ ★

昨年秋以来、私は約 1 年にわたって自治体の広告事業について調べてきた。学術論文を読み、全国の約 50 の自治体の広告掲載基準を調べ、20 を超す自治体に直接電話やメールをして、事業の考え方とやり方を教えてもらった。

その結果わかったのは、厳しいことを言うようだが、船橋市の広告事業は全国でも最低レベルということだった。

広告事業を、収入を得る道具としてしか考えていないこと、広告基準に問題を起こした事業者を排除する規定がないこと、広告主の審査をやらないこと、広告料などの事業情報を市民に公開しないこと、市が代理店や問題を起こした事業者と癒着が疑われる関係にあること、だから代理店に契約違反をされても気が付かないこと、市民の苦情を握りつぶすこと、そして議会が私の陳情書を不採択にすることによって、職員の怠慢と代理店や企業の不祥事を追認していることである。

いったい市も議会も何を守ろうとしているのだろう。守るべきは問題を起こした事業者や代理店、市ではなく、市民であるはずだ。

そのため今回の陳情書の願意は、市民にとって最も切実な問題である「安全性を確保するための規定作り」にした。また単に規定を作るだけでなく、明文化にこだわったのは、以下のような理由からだ。

今年の4月、財産管理課は広告主の審査をするためにチェックシートを導入したが、6月の段階でそれを知らない職員がいたこと。また同じ頃、ある課の職員は、「え、あれ（チェックシート）は代理店がやることでしょ」と言ったからだ。「いや、チェックは市もやらなきゃだめなんですよ」と言うと、その職員は無然とした表情で黙ってしまった。

せつかくチェックシートを作っても、何のために行うのか、その根拠になる規定が明文化されていなければ、職員の意識は変わらないのだ。

【結論】

私は船橋市に、他市に誇れるような広告事業を行ってほしいと願っている。そのためにも、市民の安心安全を守ることを最優先にし、以下のことを実施するよう強く要望する。

- 1 「船橋市広告掲載に関する要綱」と「船橋市広告掲載基準」に、「問題を起こした事業者は広告掲載できない」ことを明記すること。

具体的な条文は、広告掲載審査委員会で審議のうえ決めてほしい。別紙に健全な広告事業を行っている自治体の例を挙げたので、参考にしてほしい。

また規定の運用方法（広告主のチェック方法）として、

- ② 広告主の審査を代理店任せにせず、市がネットワークを駆使して広告主の素行を調査すること（代理店と市の二重チェックを徹底する）。
- ③ 暴力団に関する誓約書と同様に、広告基準に抵触しないという誓約書を広告主から取ること（別紙の千葉市、相模原市参照）。
- ④ 問題を起こした事業者でも改善していれば広告が出せるように、「何をもって改善されたと判断するのか」、および「そのチェック方法」を明確にすること。
- ⑤ 2～4を「広告掲載マニュアル」に明記すること。
- ⑥ 千葉市のように、年に1回、全部署が広告事業に関する情報を共有する場を設けること。

以上

市議会は速やかに上記対策を取るよう、勧告されたい。

別紙／添付